



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 公有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課）…………… 1

**公 告**

- 技能検定の実施（労働政策課）…………… 2
- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し・2件（建築指導課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町宇江城東堂原1077番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第323号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の 限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	223.54
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10

久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.24

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 1 後期実施

#### (1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 特級 機械加工、工場板金、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びパン製造

イ 1級及び2級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、<sup>ちゅう</sup>厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）

ウ 3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）及び写真（肖像写真デジタル作業）

エ 単一等級 製麺（機械生麺製造作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

#### (2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 令和5年12月4日（月曜日）から令和6年2月11日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 令和6年1月14日（日曜日）に実施する職種 ロータリー式さく井工事（1級及び2級判断等試験並びに1級及び2級計画立案等作業試験）、鉄筋施工図作成（1級及び2級製作等作業試験）、コンクリート圧送工事（1級及び2級判断等試験並びに1級及び2級計画立案等作業試験）、金属製カーテンウォール工事（1級及び2級判断等試験並びに1級及び2級計画立案等作業試験）及び金属製バルコニー工事（単一等級判断等試験及び単一等級計画立案等作業試験） (2) 令和6年1月21日（日曜日）に実施する職種 機械検査（1級及び2級計画立案等作業試験）、シーケンス制御	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。

	(1級及び2級計画立案等作業試験)、建築配管(1級及び2級計画立案等作業試験)、型枠工事(1級計画立案等作業試験)、ガラス工事(1級計画立案等作業試験)及び配電盤・制御盤製図(1級及び2級製作等作業試験) (3) 令和6年1月28日(日曜日)に実施する職種 農業機械整備(1級及び2級計画立案等作業試験)、冷凍空気調和機器施工(1級及び2級計画立案等作業試験)、厨房設備施工(1級計画立案等作業試験)及び特級全職種(特級計画立案等作業試験)	
学科試験	1 令和6年1月21日(日曜日)に実施する職種 (1) 1級及び2級 機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工及びガラス施工 (2) 3級 シーケンス制御及び配管 2 令和6年1月28日(日曜日)に実施する職種 (1) 特級 全職種 (2) 1級及び2級 さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、厨房設備施工、防水施工及びカーテンウォール施工 (3) 3級 造園、冷凍空気調和機器施工、和裁及び家具製作 (4) 単一等級 バルコニー施工及び製麺 3 令和6年2月4日(日曜日)に実施する職種 (1) 1級及び2級 菓子製造、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ (2) 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工及び写真	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	令和6年3月8日(金曜日)	

- (3) 受検手続 技能検定受検申請書を令和5年10月2日(月曜日)から同月13日(金曜日)までに沖縄県職業能力開発協会(那覇市西3丁目14番1号)に提出すること。
- 2 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課(電話番号098-866-2366)又は沖縄県職業能力開発協会(電話番号098-862-4278)に問い合わせること。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

令和5年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 株式会社TORII MANSION 比嘉秀乃
- 2 事務所の所在地 読谷村字大木290番地3
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成30年6月21日 沖縄県知事(2)第4385号
- 4 免許の取消し年月日 令和5年7月21日

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

令和5年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 株式会社丸栄不動産 與古田清光
- 2 事務所の所在地 那覇市牧志3丁目16番21号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成30年8月4日 沖縄県知事(5)第3256号
- 4 免許の取消し年月日 令和5年7月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年9月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月21日 沖縄県指令土第578号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長木山原775番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安333番地3 サンスリーハイツ203号 玉城優、豊見城市字座安333番地3 サンスリーハイツ203号 玉城久美子
- 5 検査済証番号 令和5年8月8日 第4893号
- 6 工事完了年月日 令和5年7月21日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---